

意思決定支援

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク副代表
成年後見制度利用促進専門家会議委員
日本司法支援センター（法テラス）本部
弁護士 水島 俊彦



意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー

①

あなたの人生を振り返ってみましょう。

特に印象に残った「決定・選択」にはどんなものがありましたか？

②

そのとき、あなたはどんな風に「決定・選択」しましたか？
誰かに相談しましたか？何かに背中を押されましたか？決めることに悩んだとしたら、それはどうしてですか？

③

もしもそのとき、あなたの周りのすべての人が、あなたの「決定・選択」を無視して、反対の方向に強引に進めたとしたら、どのようなことが起き、あなたはどのような気持ちになるでしょうか。



ロールプレイ -体験から考えよう①-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ

【あなたの状況】（設定）

- あなたは80代で、脳梗塞の後遺症により失語症を発症しています。
- 有料老人ホームに入所中ですが、家に帰りたと思っています。
- 有料老人ホームは、居心地が良いわけでもなく、食事も美味しくないと感じています。
- 孫のような若い職員に生意気な口をきかれ、バカにされているような気持ちになります。

ロールプレイ

1

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、首をうまく動かせないので、話しかけられても、頷くことすらできません。

ロールプレイ -体験から考えよう②-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ その2

【あなたの状況】（設定）

- あなたは50代で自閉症です。
- グループホームへ入居し、作業所へ通っています。
- 趣味は傘を集めることです。傘は、幼い頃に雨のなか母親と楽しく遊んだ思い出のあるものであり、楽しい子ども時代の象徴です。
- 集めてきた傘に囲まれているととても落ち着いた気分になります。一方で、傘が無くなると、自分の居場所が無くなってしまおうような気持ちになり、不安になります。

ロールプレイ

2

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、気持ちを外に表現することができません。

こんな時、あなたなら、 どうしますか？

知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、
ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、

あなただったら、どのように対応しますか？

このグループホームは、

ペットを飼うことを禁止しています。



- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し、説得する
- ②グループホームにお願いして、犬を飼えるようにしてもらう

③

こんな時、あなたなら、どうしますか？

7

支援者Aさんの考え

- 大きな犬を飼いたいって言っても、そもそもペット一度も育てたことないよね・・・？
- このグループホームはペット禁止なんだし、諦めてもらうよう説得するしかないか・・・。
- 万が一何かあってからでは遅いし、私も責任は取れないし・・・。正しい選択ができるように導いてあげるのも意思決定支援だよね。
- どうしようかな。頭ごなしで言っちゃうと怒るだろうし。・・・そうだ！ぬいぐるみだったらグループホームでも大丈夫だろうし、Fさんも喜ぶだろうから、大きな犬のぬいぐるみを買ってあげよう！

支援者Bさんの考え

- Fさんが「犬を飼いたい」って言っているのだから、それをとことん実現してあげるのが意思決定支援でしょう。
- とにかくグループホームにお願いして、犬を飼えるように働きかけなきゃ。それでもだめなら、犬が飼えるよう住まいを見つけて転居するしかないか。
- 本人が決めたことなんだから、その結果、グループホームを追い出されちゃったり、お金が無くなっちゃったりしたとしても、自己責任だよね。

そもそも

意思決定支援

支援付き 意思決定
(Supported Decision-Making)

ってなんだろう？

「本人の意思を尊重」することと同じ？違う？

なぜ「意思決定支援」への関心が高まりつつあるのでしょうか？

- 2014年1月 障害者権利条約を日本が批准
 - 批准国は、最善の利益に基づく代行決定制度から、本人の意思、選好及び価値観を重視した「支援付き意思決定」制度への転換が求められた。
- 2017年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
 - 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のために、**意思決定支援・身上保護も重視**した後見人の選任・交代が求められた。
- 2017年3月～2020年10月 「意思決定支援」ガイドライン登場
 - 障害福祉サービスを受けている人、認知機能が低下しつつある人、人生の最終段階において医療ケアが必要とされている人、成年被後見人など、さまざまな対象者を支援するための、各種「意思決定支援」ガイドラインが厚生労働省等から策定された。
- 2022年8月 国連障害者権利委員会による対日審査
- 2022年10月 同委員会による総括所見（勧告）
- 2024年1月 **共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行**
同年4月 **法制審議会民法（成年後見等関係）部会が発足**

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

障害者権利条約のコンセプト

Ver.2

A person in a wheelchair is shown from behind, with their arms raised in a gesture of freedom or joy. They are on a beach, with the ocean and a blue sky with clouds in the background.

障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択する
ことのできる機会を保障
= Choice (自己選択)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある生
活を送ることを保障
= Control (主導権)

『保護・医学モデル』⇒『人権・社会モデル』
支援付き意思決定の仕組みの確立

障害者権利条約第12条

障害者権利委員会の総括所見 (2022/10/7)

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に**勧告**する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

(b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

成年後見制度の見直しに向けた検討

令和6年1月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）
令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、**成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要**【令和6年2月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7抄）
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ

現状及び課題

検討

法定後見制度における
開始、終了等に関する
ルールの在り方

利用動機の課題（例えば、遺産分割）
が解決しても、**判断能力が回復しない
限り利用をやめることができない。**

一定の期間制や、具体的な利用の
必要性を考慮して開始し、必要性が
なくなれば終了する仕組みを検討

法定後見制度における
取消権、代理権に
関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、
代理権があり、**本人の自己決定が
必要以上に制限される場合がある。**

本人の同意を要件とする仕組みや、
本人にとって必要な範囲に限定して
付与する仕組みを検討

法定後見制度における
成年後見人等の交代
に関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人
等の交代が実現せず、**本人がそのニーズ
に合った保護を受けることができない。**

本人の状況に合わせて成年後見人等
の交代を可能とするなど適切な保護を
受けることができる仕組みを検討

任意後見制度における
適切な時機の監督人
選任を確保する方策

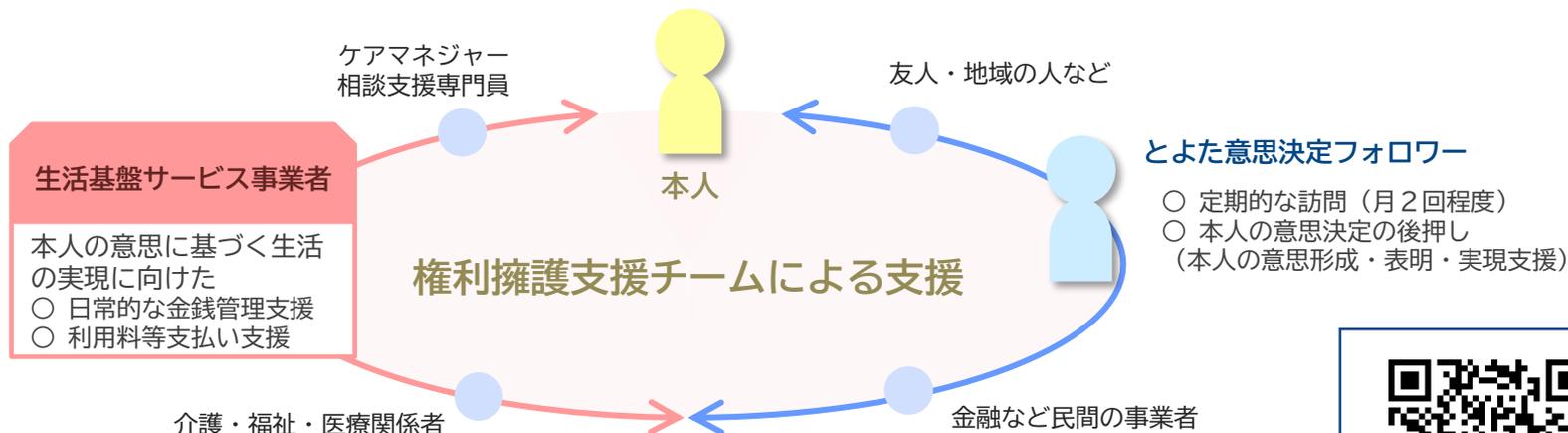
本人の判断能力が低下した後も
**適切な時機に任意後見監督人の
選任申立てがされず、任意後見契約の
効力が生じない。**

任意後見受任者に任意後見監督人
選任の申立てを義務付ける仕組みや
申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- 法定後見制度における類型の見直し
- 成年後見人等の報酬の在り方

- 家族による支援や成年後見制度に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③後方支援と支援の監督」の役割を3つに分解している。
- ①～③の役割は、「市民・福祉関係者・多様な主体による合議体」が、各々の特性を活かす形で担当している。
- 本人は、豊田市の事業を利用することで、①～③に関する支援を受けて地域生活を継続することが可能になる。



権利擁護支援チームによる支援

豊田市権利擁護支援委員会

- 事務局（豊田市及び委託先の社会福祉法人）
 - 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者の相談・月次報告の対応
- 合議体（当事者、社会福祉・司法専門職、市民等）
 - 毎月定例協議（活動・支援確認、金銭管理監督担当の専門員の選定など）
 - 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
- 権利擁護支援専門員（弁護士・司法書士・ピアサポーター等）
 - 金銭管理監督担当：四半期ごとの金銭管理の状況確認
 - 意思決定支援担当：本人意思との相違・支援の疑義が生じた際の対応



2024/2/23
第2回意思決定支援実践シンポジウム見逃し配信

「どんな人にも意思表示の力ある」

ニコルソンさんはこう言う。

「どんな人でも意思を表明する力を持っています。言葉をうまく話せない人にも意思はあるのです。でも、その夢や希望をくみ取ることができるかどうかは、聞き手の力量にかかっています」

聞き手の力こそが必要——。その言葉に従い、会場では以下のようなやりとりが続いた。質問と対話を繰り返し、時間をかけて少しずつ心理的な壁を崩していく。それがSDMの特徴だ。答えているのは知的障がいのある男性だ。



関連記事はSDM-Japanページへ

<https://sdm-japan.net/who-we-are/publications>

Supported by

日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION



Yahoo!ニュース
特集
「本当は何を望
んでいるの？」

2017/10/26(木)
配信

和食の調理師になりたいという
夢を話し始めた



本人が考えをまとめられるよう支援

今まで長い付き合いがあるのですが
そういう話は一度も聞いたことがなかった

ポジティブな夢を語る会話って
(普段は) そんなにない

意思決定支援（支援付き意思決定）と 代行決定の違いを意識する

意思決定全体のプロセス

意思決定支援（支援付き意思決定）＝ **本人が**意思決定主体

①表出された意思・心からの希望の探求

↓ 支援を尽くしても本人の意思決定・意思確認がどうしても困難な場合等

②合理的根拠に基づく意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）

↓ 意思推定すら困難な場合、見過ごすことのできない重大な影響がある場合等

③本人にとっての最善の利益の追求

代行決定＝ **第三者が**意思決定主体

「（客観面を重視した）最善の利益」を「支援付き意思決定」の場面に持ちこむと
… **本人意思が引っ張られて、事実上の「代行決定」になりやすい？**

こんなことがありました

認知症があり、要介護1のBさん。日曜大工が趣味で、自転車に乗ってよく近所のホームセンターに買い物に行っていました。

しかし、事故や途中で道に迷うことを心配した家族は、ケアマネジャーに鍵を取り上げて自転車を処分したいと相談。「必要なものは買ってきてあげるから、もうやめて」と、Bさんに詰め寄ると、「もういい、分かった」と言い残して、Bさんは部屋を出て行ってしまいました。

家族はBさんが納得してくれたと喜んでいましたが、ケアマネジャーには、Bさんがとても元気がないように見えました。



客観的な最善の利益型視点に基づく

…意思決定支援？あるある



- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ 途中で道に迷っちゃうと心配だから…やめてね？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ 私たちが車で連れて行ってあげるからいいでしょ？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 必要なものは私たちが買ってきてあげるからね。
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ コーヒーならヘルパーさんに入れてもらえばいいじゃない？



…「心配」だから、私たちに任せてね！
= 最善の利益(良かれと思って…) ?

表出された意思・心からの希望
型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？



- ホームセンターに行きたいんだ。

⇒ ホームセンターでどんなことをしているの？

- 自転車を使いたいんだよ。

⇒ ホームセンターと自宅の間にはどんな楽しみがあるの？

- ゆっくりと材料を選びたいんだ。

⇒ 材料を選ぶときにどんなことを考えているの？

- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服・・・

⇒ あなたにとって落ち着ける場所はどんなところ？



**本当は何を望んでいるの？
思いを実現するための工夫も一緒に考えよう！**

- ◆ 本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには「最善の利益」の発想から一旦離れる必要あり。

意思決定支援に関する誤認、あるいは注意点



- a. 意思決定支援をやると意思決定できるという誤認。
- b. 意思決定支援をやったら意思決定してもらわないといけないという誤認。
- c. 意思決定支援のゴールが意思決定にあるという誤認。
- d. 「意思決定支援しなくて良いときは支援しない」があることの確認。

意思決定支援のゴール



- a. 意思決定支援のゴールは主権の維持にある。そしてそれは、choice and control を保障することである。そしてその関連として、自己効力感 (self-efficacy) の向上や関係性の向上がある。

「意思決定支援」における私たちの仕事は、何を提供すべきかではなく、本人が何を言いたいのか、何を望んでいるかを聞くこと。知ること。

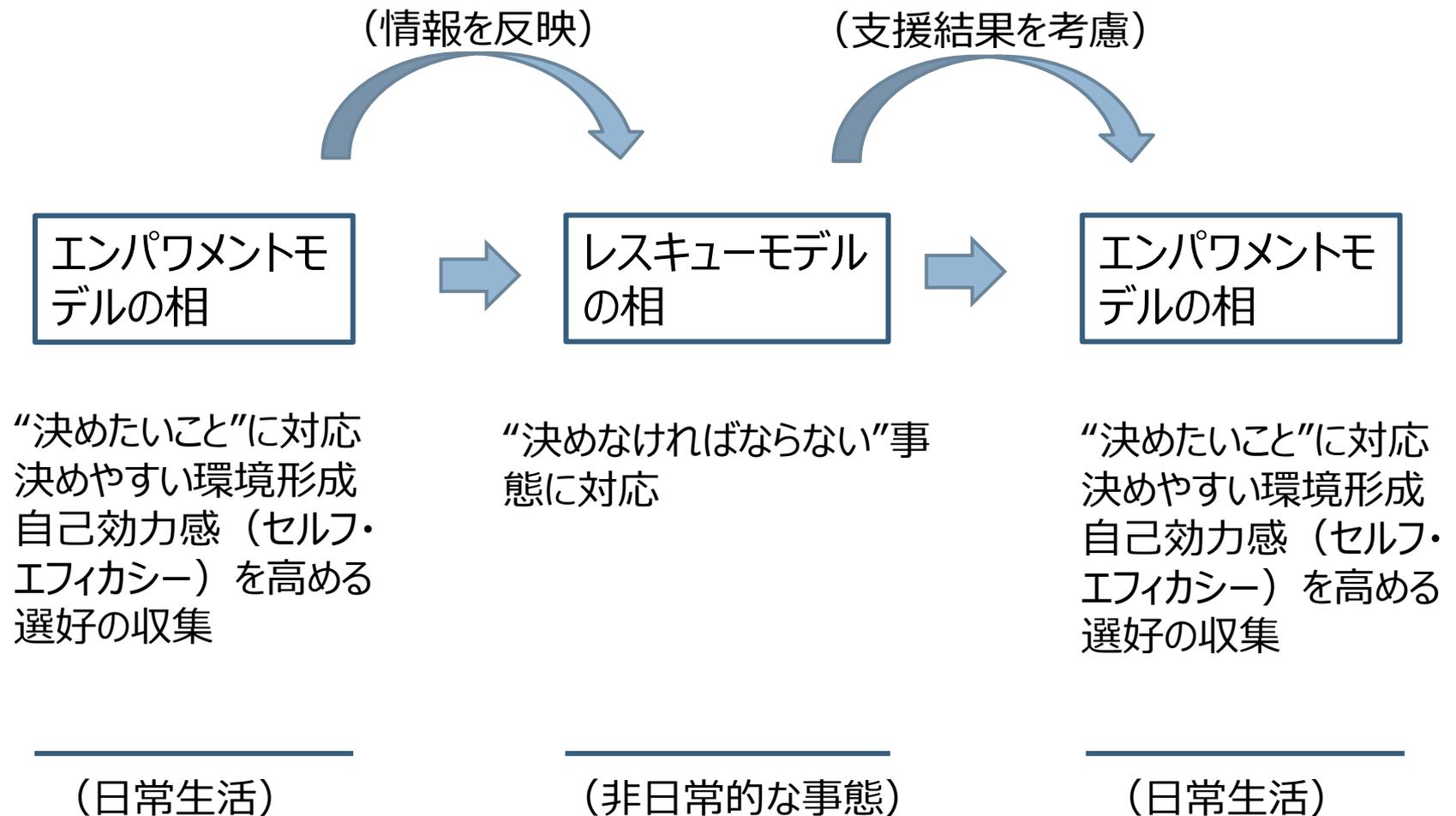
- b. 前述の誤認を加速(助長)させるのが、「決めなければいけない」事態。

意思決定支援事態の多くは、しなければならぬ他者もしくは周囲からの始発による解決要請事態？

→意思決定支援と言っている場面の多くは、自分から考えたり決めたりしないことじゃなくて、決めろと(決めてくださいと)言われて決めることばかりではないでしょうか？
【例えば、急に「どこに住みたい？」と聞かれても、私たちも答えられない】

そのような要請事態は、自分の用意したわけではない環境提供や情報整理がなされ、心理的には認識枠組みが本人にとって不慣れである。そのため理解や判断、決定はいつそう困難。

日常生活における 意思決定の支援との接続



意思決定支援(支援付き意思決定)を適切に理解するための4つのポイント

- 支援付き意思決定（意思決定支援）は、障害者権利条約に基づく「**社会モデル**」「**人権モデル**」の考え方が基礎にあること。
- 本来の意思決定支援は、**どんな人にも意思がある**ことを大前提に、「**本人の心からの希望**」の探求から始まるものであること。
- 意思決定支援を取り組むにあたっては、最善の利益に寄りがちな「**支援者フィルター**」や周囲の理解も含めた「**支援者側の壁**」がある。そのため、ガイドライン等を活用し、意思決定支援に取り組みやすくなる**チーム体制の構築**が重要であること。
- 意思決定支援のゴールは個々の意思決定そのものではなく、本人の**チョイス&コントロール**（自己選択と主導権）が保障されることで、**自己効力感**が高められていくことに重要な意義があること。



意思決定支援のプロセス
～各種ガイドラインの共通項～

5つの「意思決定支援」ガイドライン

(2024.6時点)

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(2018.3 厚生労働省 医政局地域医療計画課)
 - ◆ **身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン** (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**
(2020.10 意思決定支援ワーキング・グループ)

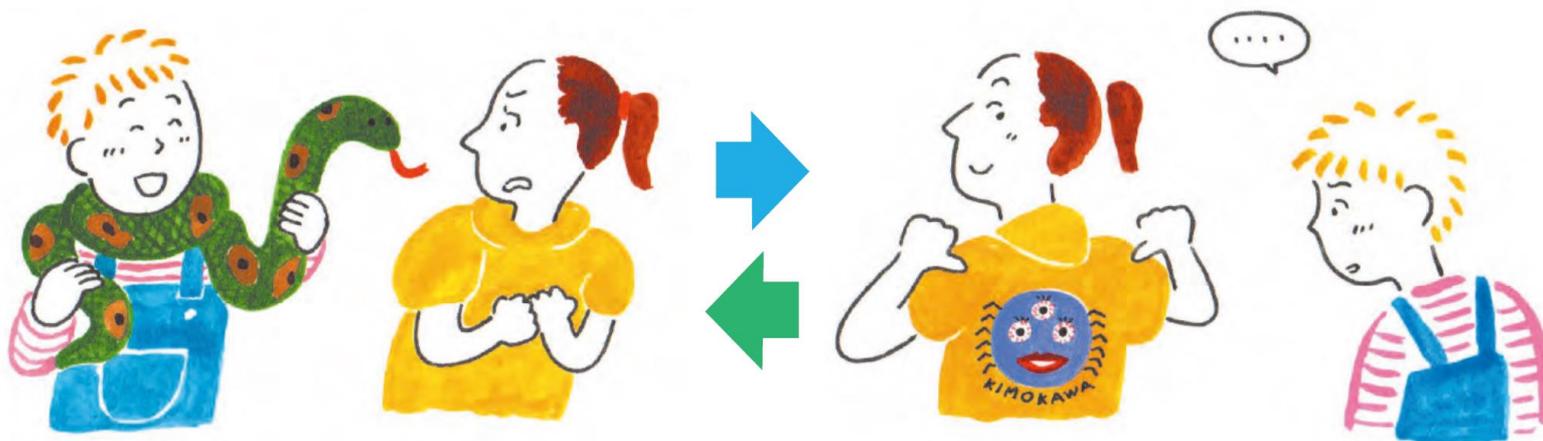
5つのガイドラインの概要

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン ※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
だれの ために?	●障害のある人 知的障害、精神障害、発達障害のある人など、障害福祉サービスを必要とする人	●認知症の人 認知機能の低下が疑われる人も含む	●人生の最終段階を迎えた人	●身寄りのない人 医療に係る意思決定が困難な人	●成年被後見人 ●被保佐人 ●被補助人
だれに?	●事業者等	●周囲の人	●医療従事者介護従事者家族等	●医療従事者介護従事者成年後見人等	●成年後見人 ●保佐人 ●補助人 ●中核機関 ●行政職員等
どのような ときに?	日常生活・社会生活の意思決定の場面	日常生活・社会生活の意思決定の場面	人生の最終段階	入院・医療に係る意思決定が困難な場面	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為+付随した事実行為の場面
どのような 方法(姿勢)で?	チーム+本人の環境調整+本人による決定の支援	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明・実現支援	チーム+適切な情報提供+本人による決定の支援	同左	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明支援 ※実現支援は、後見人等の身上保護の一環として取り組むこととされている
本人の 意思確認が 難しいときは?	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)	推定意思・選好の尊重 ※代理代行決定については本ガイドラインの対象外とすることを明記	推定意思の尊重+本人にとっての最善の方針に基づく対応	同左	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

“私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

いつでもどこでも

日常生活でも



着る物を選ぶ



買い物をする

- 食べ物、洋服を選ぶ
- 買い物をする ●学び、働く
- 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
- どのようなスタイルで過ごすか
(だったら、てきぱき、スケジュールを決めて？そのときの気分で？)

重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



医療サービスを選ぶ

- 暮らし方（誰と？一人で？ずっと同じ場所で？場所を変えながら？）
- お金のこと（管理の方法、誰かにサポートしてもらう？）
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。その全ての人がお互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」という人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で取り組みましょう。



本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
〇〇してもらえなくな
るかも…。

「自己抑制」

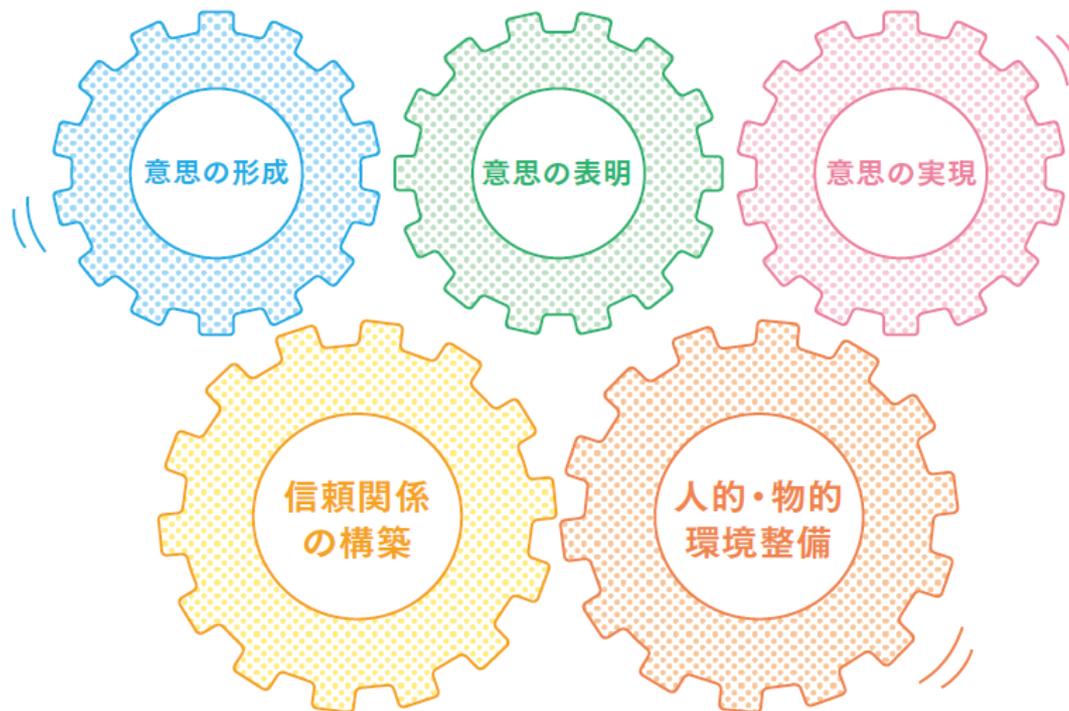
お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

「あきらめ」

言っても
しょうがない…。

2 意思決定支援のポイント

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。

2 意思決定支援のポイント

信頼関係の構築

本人のこと、特性、適切な
コミュニケーションの取り方を
よく知ることが大切です。

1

本人を知ること（好き、嫌い、
大切に思うこと、得意、苦手な
こと等）

2

本人を知るための関係づくり
やコミュニケーションの取り
方を知ること



2 意思決定支援のポイント

人的・物的環境整備

- ① 周囲の人の態度や関係によって、
本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。否定しないで聞く、という姿勢が大切です。「ただ、そばにいる」という支援もあります。



- ② 物理的環境や時間帯によっても、
本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望まれます。



2 意思決定支援のポイント

意思形成支援：ケバブは知らなきゃ食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、
意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」

メニューから注文しよう
としても、メニューが読
めなければ選べない。

「ケバブってなに？」

メニューが読めたとして
も食べたことがない料理
を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働
きかけがあると決めるこ
とは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

2 意思決定支援のポイント

意思表明支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

「早く決めて!」「前に決めたことと違う!」

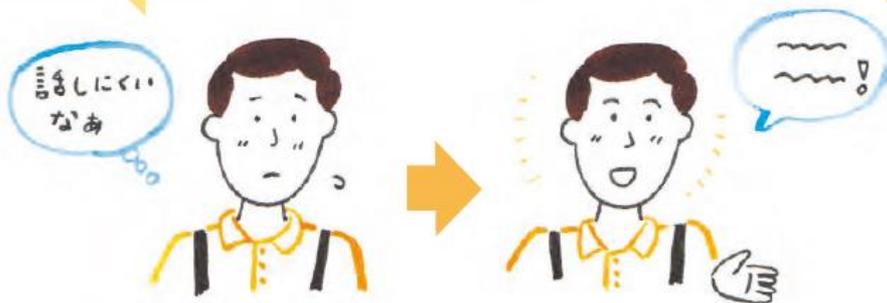
など、支援者が決断を迫る態度で接したり、本人の以前の発言の責任を問う態度で接すると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑問や迷いがあるときは、意思形成プロセスを振り返り、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい?」

言葉で表現されていることは別の「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わることもある。また重要な決定は、再度確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

2 意思決定支援のポイント

意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「あなたには無理じゃない？」

本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表示の意欲は弱まる。

「食べたい」「自分でつくりたい」

意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。

本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか諦めずに考えることが大切。



本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。

意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定 ≠ 意思決定能力がない
-
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
-
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

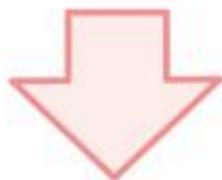
第1原則 / 意思決定支援の原則①

第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人でもあっても、本人には意思があり、
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。

意思決定支援については様々な考え方があります。
考え方の1つとして紹介するものです。



本人には決める力がある
という前提で関わる



第2原則 / 意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

第3原則 / 意思決定支援の原則③

第3原則 不合理に見える決定 ≠ 意思決定能力がないということ
一見すると不合理に見える意思決定でも、
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理に見える決定も
尊重されるべき

第4原則 / 代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



〇〇だから、この人ならば、
〇〇を選ぶはず

第5原則 / 代行決定の原則②

第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を採ります。
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



この人にとっての、一番よいことは？

第6原則 / 他者が決定する場合の原則

第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を護るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることになります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



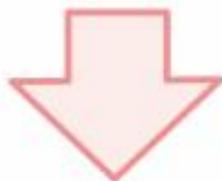
どうしても必要なときは、
もっとも制限が少ない方法で

第7原則 / 意思決定支援の原則へ

第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという
前提に戻る

本人の選好や価値観を把握するためのツールの例

認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン 読み方と活かし方

【支援記録（本人の思い・価値観共有シート）の記載例】

→ 2つ目の事例を題材に支援記録の記載例（一部）を確認してみましょう。

書式や書き方にこだわらず、関係者と共有しておきたい「本人の思いや価値観の現れ」を書き留めることがポイントです。

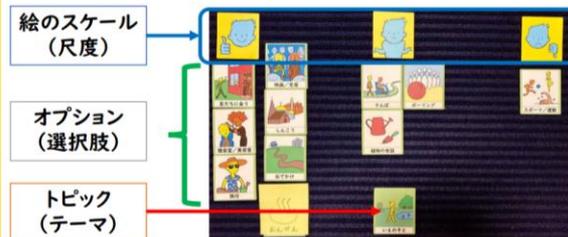
日付	情報源 (記入者)	本人の意向・選好・価値観、 コミュニケーション方法に関する事実	どのような本人の意思が 読み取れるか？ (記入者)
〇/〇	本人 (ヘルパー)	○突然「家に帰りたい」と話される。 ホームに移る前は、40年間自宅で生活していた。 「帰りたい」と質問すると、無言でうなずいた。しかし、ホームから出ようとする様子はなかった。	自宅に帰りたいのではないのか？ (ヘルパー) 何らかの理由で、ホームにはいたくないと思っているのではないのか？ (地域包括)
〇/〇	本人 (地域包括 担当者)	日中の過ごし方について絵カードを使ってコミュニケーション ○ 居住者や職員のおしゃべり・のんびり過ごす・手芸・短歌 △ クラブ活動 (最初は×に置く) × 規則・ルール ×におかれたカードについて「たまにはゆっくり休みたいときもあるのに、まったくもう。」 △「ちょっと嫌なことがあったけど、今すぐ家に帰りたいわけじゃない。友人たちと離れて過ごすのは寂しいわ。」	クラブ活動は嫌いではないけれど、気分が乗らないときにも職員に誘導され、クラブ活動等に参加せざるを得ない=自由な時間をもう少し確保したいという思いがあるのでは？ (保佐人) 「家に帰りたい。」という発言は、職員に対する不満がたまっていたことで原因では？ 本家に帰りたいかどうかはもう少し時味が必要。(地域包括)
〇/〇	ヘルパー (ケアマネ)	短歌を見せたいとの申し出があり、見ると「一人とは寂しきものと……」と書いてあった。「また見てもらえないかしら？」と言われたので快く応じた。 ○ 本人が「短歌コンクールはどうなっているかしら。」と話していた。今度、クラブ活動で短歌教室の先生をやってもらえる？と聞いたところ「まかせなさい！」とこぶしを胸の近くに置くとくさしていた。	短歌コンクールは在宅時に本人が毎年投稿していたと聞いている。短歌を通じて本人の気持ちを伝えようとしているのではないか。(かかりつけ医) クラブ活動に参加する例より「先生」になりたい思いがあるのでは？ (ケアマネ)

記号の意味：○好き・やりたい △中間・不明 ×嫌い・やりたくない

絵カードツールの例

絵カードツールを楽しく効果的に 進めるための7つのステップ

1	トピックと目的を説明する	今日のトピック(テーマ)とマツを行う目的を説明しましょう。 例)「これからあなたがへについてどう考えているかを確認するためにトーキングマツを行っていきませぬ。」
2	絵のスケールを定義する	絵のスケール(尺度)の意味を定義しましょう。スケールの意味は、あなたが何を発見しようとしているかによって異なります。 例) 好き…普通…嫌い 得意…まあまあ…苦手 やりたい…わからない…やりたくない
3	オプションカードを手渡す	考える人(本人)の正面にマツを配置しましょう。オプション(選択肢)のカードを1枚ずつ本人に渡し、本人に置いてもらいます。考える人が自然体でリラックスできるように配慮しましょう。
4	表現を促すための開かれた質問を試みる	オプションカードを手渡す際にはできるだけ開かれた質問をします。例)「～についてはどうですか?」「～はどう感じていますか?」待つことも大切です。身振り手振りや表情なども確認しましょう。
5	空白のカードを活用する	ひとりおカードを渡した後、「ほかに置いてみたいカードはありますか?」と聞いてみましょう。希望があれば、何も書かれていない空白カードに、文字や絵を書いて考える人に渡します。
6	内容を確認する(カードの位置も変更可能)	置かれたカードの内容を聞き手側が理解できているか確認しましょう。ネガティブな選択肢からポジティブな選択肢の順に確認します。カードの位置も変更できることを伝えましょう(本人のこちらの微妙な変化が読み取れるかもしれません)。
7	記録し、次の行動計画につなげる	今回の結果を他の人にも伝えたいかどうか、聞き手から関係者に伝えても良いかどうか等を確認しましょう。次の行動計画につなげることもあります。セッションへの参加についての感謝の気持ちを伝えましょう。



英国スコットランドで開発された本人の思いや価値観を見える化し、本人自身が「考える」ことを支援するためのツール。クラウドファンディングを活用し、「健康とウェルビーイングのフルセット」、「子ども・青少年との対話フルセット」の日本語版が開発された。



ガイドラインの補助説明・実践事例などを掲載

厚労省ポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

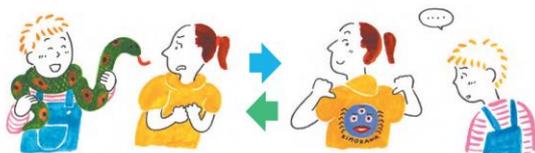
意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～
ご本人らしい生き方にたどり着く「意思決定支援のために」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>



“私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

……障害や認知症のある方を支える皆さまへ……

どう考える？

どう動く？

ご本人らしい生き方にたどり着く

意思決定支援 のために



障害や認知症により、一人で物事をうまく決められない方と共に歩み、考え、

ご本人の意思を尊重した明るい未来を築いていく「意思決定支援」。

いろいろな支援現場の実例から学ぶ、そのポイントとは？

こんな時、あなたなら、
どうしますか？

害があり、グループホームに暮らすFさんは、
「犬を飼いたい」と訴えてきました。
「持ち直さなかった時、
たら、どのように対応しますか？
Fホームは、
ことを禁止しています。

ームでは犬を飼えないことを説明し、認得する
ームにお願いで、犬を飼えるようにしてもらっ
り真意を探り出して、それに合った対応をする

たことで、解決できました
飼いたかったわけではなく、
:入ってくるのが怖くて、
:のです。
りし薬をつけて睡眠することで
たい)は変わらなくなったそうです。

ついでに、Fさん「犬を飼えないことを認得されて
「犬を飼う」ことになっても、犬の世話をするのがF
いかなえてあげたのに、世話もないで、わが
:かな事柄であっても、Fさん以外の人の場合は、
くはしました」という一冊です。

「解決策があるかもしれませんが、
:うことを心に留めて、この小冊子を
ると幸いです。